

○印西市広告掲載基準

平成21年3月31日訓令第3号

印西市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、印西市広告掲載実施要綱（平成21年告示第49号。以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準及び広告事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載規制業種及び事業者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 利権を目的とした投資及び投機の斡旋、勧誘、募集等を専ら行う業種
- (6) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生及び更正手続中又は手続開始の申し立てがある事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている事業者
- (11) 市税等を滞納している事業者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者。暴力団の威圧若しくは暴力団員を利用している事業者又は暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している事業者
- (13) その他市の広告媒体に掲載することによって、市の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

(広告掲載しない広告の内容)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告（ネット広告に関しては、市の広告媒体に掲載する広告だけではなく、当該広告が指定するリンク先も含む。）は、広告媒体に掲載をしない。

- (1) 法令等に反するもの又は違反するおそれのある広告
 - ア 法令等により製造、販売若しくは提供等をすることが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等により必要とされている許可若しくは許可等を若しくは認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し美化するもの
 - イ 醜悪、残虐又は猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨及びわいせつなもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害するもの又は差別を助長するおそれのある広告
 - ア 人種、性別及び心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉き損及びプライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ その他ひぼう、中傷及び排斥をするもの
- (4) 選挙に関する広告 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のある広告 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教性のある広告 宗教団体の布教活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 個人の氏名の名刺広告
 - ア 年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的としたもの
 - イ 単に氏名のみを表示し、公衆に周知するもの
- (8) 社会問題についての意見広告
 - ア 社会問題に関する主義主張をおこなうもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示又は誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
 - ア 色彩又はデザイン等が景観と著しく相違するもの
 - イ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれのあるもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
 - ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力、犯罪等を肯定し助長するようなもの
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するようなもの
 - エ その他青少年の心身及び教育に有害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) その他広告媒体に掲載する広告として適切でない認められる広告
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第20号）に規定する教育内容に反するなど

学校教育活動に支障をきたすおそれのあるもの

イ 喫煙を勧奨するもの

ウ 特定の業者に不利益を与えるもの

エ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのあるもの

オ 公共機関が広告主又はその商品、サービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

カ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

キ 投機及び射幸心を著しくあおるもの

ク 非科学的又は迷信に類するもので、市民を迷わせたり不安を与えたりするおそれのあるもの

ケ デザイン及び色彩等が著しく広告媒体との調和を損なうおそれのあるもの

コ 品位を損なう表現のもの

サ 責任の所在が明らかでないもの

シ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令等に照らし問題のあるもの。その他消費者保護の観点からふさわしくないもの

ス その他市の広告媒体に掲載することによって、市の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現のもの

(広告掲載に関する個別の基準)

第4条 前3条に定めるもののほか、具体的な広告表現、表示内容等については、広告媒体を所管する課等が、当該広告媒体の本来の目的及び性質に応じ判断し、個別に広告掲載に関する基準を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。